⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⒀　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記５⑶及び⑷により申請書及び審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
　当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料（技術提案書以外）を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第１号館８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
⒁　詳細は入札説明書による。
7　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tomoo Inoue Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured: 41
⑶　Subject matter of the contract: Construction work of the substructure for the third viaduct of PE5 and other of Rokkou island in Osaka Wangan Expressway to extend the west
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 12:00 P.M. (noon) 14 November 2019
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12:00 P.M. (noon) 6 March 2020 (tenders brought along 12:00 P.M. (noon) 6 March 2020 or tenders submitted by mail 12:00 P.M. (noon) 6 March 2020)
⑹　Contact point for tender documentation: Mituru Asada the first subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年11月１日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
北海道新幹線建設局長　依田　淳一
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01
○北海建公告第12号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北海道新幹線、二ツ森トンネル（明治）他（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道余市郡赤井川村地内
⑷　工事内容　本工事は、北海道新幹線新青森起点305㎞800ｍ～309㎞105ｍ（延長3,305ｍ）のＮＡＴＭによるトンネル（本坑延長3,255ｍ）及び路盤（延長50ｍ）の新設工事である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年１月31日まで。
⑹　使用する主な資機材　（トンネル）生コンクリート　約50,000㎥　セメント　約2,200ｔ　ロックボルト　約3,200本　鋼製支保工　約1,000基　鉄筋　約300ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
　なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
⑿　本工事は、主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⒀　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす４者を構成とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
　㈱会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　構成員は、「当機構北海道新幹線建設局管内土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）について、以下の要件を満たす者であること。
　代表者　1,200点以上
　出資比率が第２位の構成員　1,200点以上
　出資比率が第３位の構成員　1,000点以上
　出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満
⑷　構成員のうち代表者は、次のア及びエの施工実績を有すること。
　出資比率が第２位の構成員は、次のイ及びオの施工実績を有すること。
　出資比率が第３位の構成員は、次のウ及びオの施工実績を有すること。
　出資比率が最下位の構成員は、次のウ又はオの施工実績を有すること。
ア　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上、延長1,000ｍ以上の鉄道トンネル新設工事
イ　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事
ウ　トンネル新設工事
エ　鉄道路盤新設工事
オ　土路盤新設工事
※　トンネル延長の要件は、同一工事における１本のトンネルで満たすこと。⑺イにおいて同じ。
※　「鉄道路盤新設工事」とは、鉄道における路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。